

四半期報告書

(第27期第3四半期)

自 平成21年5月1日

至 平成21年7月31日

株式会社システムプロ

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) ライツプランの内容	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	13

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	15
(2) 四半期連結損益計算書	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	19

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年9月11日
【四半期会計期間】	第27期第3四半期（自 平成21年5月1日 至 平成21年7月31日）
【会社名】	株式会社システムプロ
【英訳名】	SystemPro Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 逸見 愛親
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045 (640) 1401 (代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 国分 靖哲
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045 (640) 1401 (代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 国分 靖哲
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 第3四半期連結 累計期間	第27期 第3四半期連結 会計期間	第26期
会計期間	自平成20年 11月1日 至平成21年 7月31日	自平成21年 5月1日 至平成21年 7月31日	自平成19年 11月1日 至平成20年 10月31日
売上高（千円）	6,036,604	1,624,865	9,603,983
経常利益（千円）	970,643	136,024	2,153,554
四半期（当期）純利益（千円）	586,834	101,542	1,275,569
純資産額（千円）	—	5,599,361	5,229,484
総資産額（千円）	—	7,831,960	8,384,914
1株当たり純資産額（円）	—	24,905.17	23,225.67
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	2,627.27	454.68	5,661.90
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	—	71.0	61.9
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	916,860	—	1,209,145
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△23,444	—	△971,465
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△738,760	—	△1,085,013
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	1,399,679	1,249,534
従業員数（人）	—	946	932

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年7月31日現在

従業員数（人）	946	(2)
---------	-----	-----

(注) 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は、()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年7月31日現在

従業員数（人）	700	(-)
---------	-----	-----

(注) 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は、()内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の事業区分別の生産実績は次のとおりであります。

事業区分	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年5月1日 至 平成21年7月31日)
	金額(千円)
移動体高速データ通信システム事業	936,597
情報システムサービス事業	388,211
合計	1,324,809

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 上記金額は製造原価で記載しております。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間の事業区分別の受注状況は次のとおりであります。

事業区分	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年5月1日 至 平成21年7月31日)	
	受注高(千円)	受注残高(千円)
移動体高速データ通信システム事業	1,152,145	1,279,762
情報システムサービス事業	510,819	556,687
合計	1,662,964	1,836,449

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の事業区分別の販売実績は次のとおりであります。

事業区分	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年5月1日 至 平成21年7月31日)
	金額(千円)
移動体高速データ通信システム事業	1,084,295
情報システムサービス事業	540,570
合計	1,624,865

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当第3四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年5月1日 至 平成21年7月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)
シャープビジネスコンピュータ ソフトウェア株式会社	346,165	21.3
株式会社KDD Iテクノロジー	175,539	10.8

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間（平成21年5月1日～平成21年7月31日）におけるわが国経済は、昨秋以降の世界同時不況の影響によって大きく悪化し、国内企業の急速な業績悪化に伴って経済活動が大きく縮小いたしました。

また、当社グループの主要な顧客である移動体通信端末メーカーにおきましては、円高の進行によりデジタル機器輸出における収益悪化も重なり、国内外の事業におけるリストラチャリングを進めております。

このような厳しい状況の中、多くの顧客において新年度が始まった4月から5月にかけて、景気見通しの不透明感から新規案件の開始の遅れや見直しが行われた影響により、当社グループにおきましても一時的にリソースが余剰になるなどの影響を受けました。この状況に対し、営業力の強化を推進したほか、業務の外部委託を縮小し内製化を進めたことでコストの圧縮を図るなど、利益への影響を最小限に抑える施策を取ったことにより、5月を底に徐々に回復の兆しを見せ、7月には受注の回復によってリソースの余剰がなくなるなど、ほぼ計画どおりの進捗となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は1,624百万円、営業利益は99百万円、経常利益は136百万円、四半期純利益は101百万円となりました。

事業部門別営業の概況

(移動体高速データ通信システム事業)

移動体高速データ通信事業におきましては、移動体通信端末の買い替え期間の長期化が進んだことに加え、移動体通信端末メーカーの業績不振による移動体通信端末の開発中止や延期が重なり、2009年夏モデルの開発が大幅に縮小したことにより、平成21年2月以降の受注が減少し、5月を底に回復に転じたものの当第3四半期連結会計期間の売上高に大きく影響いたしました。

これらの結果、当事業の売上高は1,084百万円となりました。

(情報システムサービス事業)

情報システムサービス事業（大規模データベース連動型Webサイト開発支援事業）を取り巻く環境につきましても、米国のサブプライム問題による世界金融危機をきっかけに日本経済も急激に悪化し、設備投資が大きく減退するなどの影響が出ています。

このような状況の中、特に3月期決算の企業において、期初である4月から5月にかけて業務システムへの設備投資の縮小や見直しが発生し、5月を底に6月からはIT投資が徐々に回復をしてきておりますものの、当第3四半期連結会計期間におきましてはシステム開発支援の受注が減少するなどの影響を受けました。

これらの結果、当事業の売上高は540百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、1,399百万円となり、第2四半期連結会計期間末に比べ5百万円減少しました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は264百万円となりました。この主な増加要因としましては、税金等調整前四半期純利益140百万円、売上債権の減少額515百万円によるものであり、主な減少要因としましては、賞与引当金の減少額135百万円、たな卸資産の増加額158百万円、法人税等の支払額193百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、得られた資金は1百万円となりました。この主な要因としましては、有形固定資産の売却による収入3百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は271百万円となりました。この主な要因としましては、配当金の支払額261百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	924,000
計	924,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） （平成21年7月31日）	提出日現在発行数（株） （平成21年9月11日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	231,000	231,000	東京証券取引所 （市場第一部）	（注）
計	231,000	231,000	—	—

（注）単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権は次のとおりであります。

①平成16年1月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 （平成21年7月31日）
新株予約権の数（個）	98
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,176
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 165,000
新株予約権の行使期間	平成18年1月28日から 平成23年1月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 165,000 資本組入額 82,500
新株予約権の行使の条件	平成16年1月27日開催の定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社または当社子会社の対象取締役または従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 当社普通株式の分割または併合が行われた場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

2. 新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社普通株式の分割または併合が行われる場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の権利行使時において当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあること、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと並びに当社及び当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要し、新株予約権者が死亡した場合は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より3年以内（但し、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。なお、権利の譲渡、質入れは認めない。また、その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。
4. 当社は、平成16年6月21日付をもって、普通株式1株を4株に分割、平成17年2月21日付をもって、普通株式1株を3株に分割しております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、発行価格及び資本組入額が調整されております。
5. 当社取締役1名、従業員16名及び子会社従業員3名の退職により、新株予約権の数62個と新株予約権の目的となる株式の数744株は、失権しており、それぞれ上記から控除しております。

②平成16年1月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(個)	46
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	138
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 165,439
新株予約権の行使期間	平成18年1月28日から 平成23年1月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 165,439 資本組入額 82,720
新株予約権の行使の条件	平成16年1月27日開催の定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社または当社子会社の対象取締役または従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合が行われた場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

2. 新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社普通株式の分割または併合が行われる場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の権利行使時において当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあること、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと並びに当社及び当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要し、新株予約権者が死亡した場合は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より3年以内（但し、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。なお、権利の譲渡、質入れは認めない。また、その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。
4. 当社は、平成17年2月21日付をもって、普通株式1株を3株に分割しております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、発行価格及び資本組入額が調整されております。
5. 当社従業員14名の退職により、新株予約権の数44個と新株予約権の目的となる株式の数132株は、失権しており、それぞれ上記から控除しております。

③平成18年1月25日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(個)	4,068
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,068
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 110,000
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成25年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110,000 資本組入額 55,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 本新株予約権発行の承認を決議した株主総会の終了後において、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれ効力発生の時をもって、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、上記に定める新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が新株予約権発行日の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値（取引が成立しない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他必要と認める場合には、当社は取締役会の決議をもって必要と認める行使価額の調整を行う。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは従業員としての地位にあることを要する。但し、当社または当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産手続開始の決定を受け復権せざる者でないこと並びに当社または当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、下記(5)により締結される契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より3年以内（但し、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。
- (4) 新株予約権の消却事由が生じた場合には権利行使を認めない。
- (5) その他の条件については、本定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。
4. 当社従業員95名及び子会社従業員2名の退職により、新株予約権の数1,432個と新株予約権の目的となる株式の数1,432株は、失権しております。

④平成18年1月25日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(個)	435
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	435
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 86,300
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成25年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 86,300 資本組入額 43,150
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 本新株予約権発行の承認を決議した株主総会の終了後において、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれ効力発生の時をもって、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、上記に定める新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が新株予約権発行日の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値(取引が成立しない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他必要と認める場合には、当社は取締役会の決議をもって必要と認める行使価額の調整を行う。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の状態にあることを要する。但し、当社または当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産手続開始の決定を受け復権せざる者でないこと並びに当社または当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合は、下記(5)により締結される契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より3年以内（但し、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。
 - (4) 新株予約権の消却事由が生じた場合には権利行使を認めない。
 - (5) その他の条件については、本定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。
4. 当社従業員6名退職により、新株予約権の数65個と新株予約権の目的となる株式の数65株は、失権しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年5月1日～ 平成21年7月31日	—	231,000	—	1,513,750	—	1,428,314

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、所有株式数上位10名の大株主であった三浦賢治は大株主でなくなり、以下の株主が所有株式数上位10名の大株主となりました。

平成21年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,696	1.60

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,484	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 3,141	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 221,375	221,375	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	231,000	—	—
総株主の議決権	—	221,375	—

② 【自己株式等】

平成21年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社システムプロ	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号	6,484	—	6,484	2.80
(相互保有株式) カテナ株式会社	東京都江東区潮見2丁目10-24	3,141	—	3,141	1.35
計	—	9,625	—	9,625	4.16

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年11月	12月	平成21年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	43,000	53,000	49,600	42,200	39,800	44,900	41,600	46,800	45,700
最低(円)	37,650	35,050	41,050	36,800	34,100	36,300	36,750	40,600	39,850

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の変動は、次の通りであります。

役職の変動

氏名	新役名及び職名		旧役名及び職名		異動年月日
淵之上 勝弘	専務取締役	事業推進統括	専務取締役	事業推進統括 事業本部長	平成21年7月6日
渡辺 立哉	取締役	執行役員 事業本部長	取締役	執行役員 営業戦略本部長	平成21年7月6日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年5月1日から平成21年7月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年11月1日から平成21年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年7月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,399,679	1,249,534
受取手形及び売掛金	1,135,703	2,063,604
仕掛品	261,768	64,245
繰延税金資産	102,914	204,402
その他	105,497	139,216
貸倒引当金	△15,317	△28,552
流動資産合計	2,990,245	3,692,451
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	81,028	95,564
車両運搬具（純額）	12,929	10,477
工具、器具及び備品（純額）	77,369	105,828
土地	20,760	20,760
有形固定資産合計	※ 192,087	※ 232,630
無形固定資産		
ソフトウェア	11,477	13,509
のれん	4,726	6,038
その他	557	557
無形固定資産合計	16,761	20,106
投資その他の資産		
投資有価証券	4,353,099	4,149,856
繰延税金資産	—	10,619
その他	279,766	279,251
投資その他の資産合計	4,632,865	4,439,726
固定資産合計	4,841,714	4,692,463
資産合計	7,831,960	8,384,914

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年7月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	66,020	174,213
短期借入金	—	200,000
1年内返済予定の長期借入金	440,000	400,000
未払金及び未払費用	486,823	431,589
未払法人税等	5,723	417,463
賞与引当金	151,405	385,578
その他	132,626	146,584
流動負債合計	1,282,599	2,155,430
固定負債		
長期借入金	950,000	1,000,000
固定負債合計	950,000	1,000,000
負債合計	2,232,599	3,155,430
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,513,750	1,513,750
資本剰余金	1,428,314	1,428,314
利益剰余金	3,204,701	3,051,295
自己株式	△582,751	△569,304
株主資本合計	5,564,013	5,424,055
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△3,535	△235,581
評価・換算差額等合計	△3,535	△235,581
少数株主持分	38,882	41,010
純資産合計	5,599,361	5,229,484
負債純資産合計	7,831,960	8,384,914

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年7月31日)
売上高	6,036,604
売上原価	4,085,469
売上総利益	1,951,134
販売費及び一般管理費	※ 1,000,407
営業利益	950,727
営業外収益	
受取利息	903
投資有価証券売却益	7,709
持分法による投資利益	28,029
その他	5,354
営業外収益合計	41,997
営業外費用	
支払利息	19,803
その他	2,276
営業外費用合計	22,080
経常利益	970,643
特別利益	
子会社清算益	5,660
貸倒引当金戻入額	13,235
特別利益合計	18,895
特別損失	
固定資産除却損	1,428
投資有価証券売却損	6,331
持分変動損失	1,247
特別損失合計	9,007
税金等調整前四半期純利益	980,532
法人税、住民税及び事業税	180,774
法人税等調整額	215,051
法人税等合計	395,825
少数株主損失(△)	△2,127
四半期純利益	586,834

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年5月1日 至 平成21年7月31日)	
売上高	1,624,865
売上原価	1,166,723
売上総利益	458,141
販売費及び一般管理費	※ 359,013
営業利益	99,127
営業外収益	
受取利息	17
持分法による投資利益	42,911
その他	831
営業外収益合計	43,760
営業外費用	
支払利息	5,837
その他	1,025
営業外費用合計	6,863
経常利益	136,024
特別利益	
貸倒引当金戻入額	7,121
特別利益合計	7,121
特別損失	
固定資産除却損	1,428
持分変動損失	1,247
特別損失合計	2,676
税金等調整前四半期純利益	140,470
法人税、住民税及び事業税	△6,384
法人税等調整額	49,072
法人税等合計	42,688
少数株主損失(△)	△3,760
四半期純利益	101,542

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成20年11月1日
 至 平成21年7月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	980,532
減価償却費	68,142
子会社清算損益(△は益)	△5,660
のれん償却額	1,312
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△13,235
賞与引当金の増減額(△は減少)	△234,172
受取利息及び受取配当金	△903
支払利息	19,803
支払手数料	1,875
持分法による投資損益(△は益)	△28,029
投資有価証券売却損益(△は益)	△1,378
固定資産除却損	1,428
持分変動損益(△は益)	1,247
売上債権の増減額(△は増加)	927,565
たな卸資産の増減額(△は増加)	△197,522
仕入債務の増減額(△は減少)	△108,193
未払金及び未払費用の増減額(△は減少)	42,808
その他	△38,860
小計	1,416,759
利息及び配当金の受取額	104,279
利息の支払額	△14,926
法人税等の支払額	△589,251
営業活動によるキャッシュ・フロー	916,860
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△32,506
有形固定資産の売却による収入	6,077
投資有価証券の取得による支出	△118,855
投資有価証券の売却による収入	116,639
子会社の清算による収入	5,921
その他	△720
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,444
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△200,000
長期借入れによる収入	200,000
長期借入金の返済による支出	△210,000
配当金の支払額	△528,760
財務活動によるキャッシュ・フロー	△738,760
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	154,655
現金及び現金同等物の期首残高	1,249,534
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△4,510
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,399,679

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年7月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 株式会社トラスティッド・ポイントは、平成20年7月31日の臨時株主総会決議をもって解散しており、重要性がなくなったため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外いたしました。 なお、株式会社トラスティッド・ポイントは、平成21年3月10日付で清算終了しております。 (2) 変更後の連結子会社 1社(株式会社ProVision)
2. 会計処理基準に関する事項の変更	重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 従来、たな卸資産の評価基準及び評価方法については、個別法による原価法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年7月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年7月31日)
(退職給付費用)	当社は、確定拠出年金制度の導入に伴い、当第3四半期連結累計期間において退職給付費用101,550千円を計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年7月31日)	前連結会計年度末 (平成20年10月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 330,444千円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 286,812千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年7月31日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	343,795千円
賞与引当金繰入額	5,864千円
賃借料	133,065千円

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年5月1日 至 平成21年7月31日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	133,612千円
賞与引当金繰入額	△5,115千円
賃借料	45,528千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年7月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年7月31日現在)	
	千円
現金及び預金勘定	1,399,679
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	1,399,679

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年7月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年11月1日至平成21年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 231,000株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 7,734株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年1月28日 定時株主総会	普通株式	269,419	1,200	平成20年10月31日	平成21年1月29日	利益剰余金
平成21年6月3日 取締役会	普通株式	269,419	1,200	平成21年4月30日	平成21年7月6日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年5月1日至平成21年7月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年11月1日至平成21年7月31日)

当社グループは同一セグメントに属するシステム開発及び関連するサービスを行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年5月1日至平成21年7月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年11月1日至平成21年7月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年5月1日至平成21年7月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年11月1日至平成21年7月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年7月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年7月31日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものではなく、かつ、取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年5月1日至平成21年7月31日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。
3. 当第3四半期連結会計期間における付与したストック・オプションの条件変更
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年7月31日)	前連結会計年度末 (平成20年10月31日)
1株当たり純資産額 24,905.17円	1株当たり純資産額 23,225.67円

2. 1株当たり四半期純利益金額

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年7月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年5月1日 至平成21年7月31日)
1株当たり四半期純利益金額 2,627.27円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 454.68円 同左

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年7月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年5月1日 至平成21年7月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	586,834	101,542
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	586,834	101,542
期中平均株式数(株)	223,363	223,330
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理にかかる方法に準じた会計処理を行っておりますが、当第3四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2【その他】

平成21年6月3日開催の取締役会において、平成21年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- ① 中間配当による配当金の総額 269,419千円
- ② 1株当たりの金額 1,200円00銭
- ③ 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成21年7月6日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年9月11日

株式会社システムプロ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 磯貝 和敏 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 中村 宏之 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社システムプロの平成20年11月1日から平成21年10月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年5月1日から平成21年7月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年11月1日から平成21年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社システムプロ及び連結子会社の平成21年7月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。